

【大切なお知らせ】

令和7年4月1日より、厚生労働省「入院時食事療養費の一部改正」により、食事療養標準負担額が変更となります。

(1食あたり)

所得区分			標準負担額	
			(3月31日まで)	(4月1日より)
現役並み所得者及び一般			490円	510円
			指定難病患者の場合	
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	過去12か月で90日以内の入院	230円	240円
		過去12か月で90日を超える入院	180円	190円
	低所得者Ⅰ(区分Ⅰ)		110円	110円